

I X A S 日本語スクール学則

1. 総則

第1条 目的

本学は、進学を希望する外国人留学生に対し、進学及び、その後の社会生活に必要となる日本語能力を身につけるための教育を行うとともに、日本社会や文化への理解を深め、自ら考え他者とコミュニケーションを図りながら、主体的に行動できる力を育成することを目的とする。

第2条 名称

本学は、I X A S 日本語スクールという。

第3条 位置

本校は、愛知県名古屋市中平区中平3丁目202番地に置く。

分校は、愛知県名古屋市中平区平針5丁目918番地に置く。

2. コース、修業期間、収容定員及び休業日

第4条 コース・修業期間・収容定員

本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
進学 2年コース	2年	190人	10クラス	4月生・・・190人
小計		190人	10クラス	4月生・・・190人
進学 1年6か月コース	1年6か月	80人	4クラス	10月生・・・80人
小計		80人	4クラス	10月生・・・80人
合計		270人	14クラス	

第5条 始期・終期・授業の終始時刻

本学の進学2年コースは、4月に始まり、翌々年の3月に終わる。進学1年6か月コースは、10月に始まり、翌々年の3月に終わる。

1. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 進学2年コース

4月1日から翌々年3月31日まで

第一学期 4月1日から9月30日

第二学期 10月1日から3月31日

第三学期 4月1日から9月30日（翌年）

第四学期 10月1日から3月31日

(2) 進学1年6か月コース

10月1日から翌々年3月31日まで

第一学期 10月1日から3月31日

第二学期 4月1日から9月30日（翌年）

第三学期 10月1日から3月31日

2. 授業の終始時刻は、午前クラスは9：20から12：50までとし、午後クラスは13：20から16：50までとする。

第6条 休業日

1. 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業（8月第一土曜日から8月第四日曜日まで）

(4) 秋季休業（9月最終土曜日から10月第一日曜日まで）

(5) 冬季休業（12月25日から1月第一日曜日まで）

(6) 春季休業（3月第二土曜日から4月第一日曜日まで）

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第7条 休講及び補講

校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、授業を休講とすることがある。

1. 天災地変、交通機関の途絶、その他非常災害のため授業の実施が困難と認められるときは、休講とすることがある。感染症の流行等により、防疫上必要と認められるときを含む。
2. 前項の休講措置の判断は、原則として名古屋市教育委員会の定める市立学校の臨時休業（休校）措置の基準に準ずるものとする。
3. 本条の規定により休講とした授業については原則として補講を行う。ただし、当該期の総授業時間が日本語教育機関認定法に定める基準を満たしていると校長が認めた場合は、補講の一部又は全部を行わないことができる。
4. 具体的な発令基準について
 - (1) 名古屋市に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」又は避難指示（警戒レベル4以上）が発表された場合を休講とする。
 - (2) 前条の警報等の発表又は解除の時刻に応じ、当日の授業は次のとおり取り扱う。
 - ① 午前6時の時点で警報等が発表されている場合：午前の授業を休講とする。
 - ② 午前11時までに警報等が解除された場合：午後の授業は実施する。
 - ③ 午前11時の時点で警報等が継続している場合：当日のすべての授業を終日休講とする。
 - ④ 前項にかかわらず、名古屋市教育委員会が前日までに一斉臨時休校を決定・報道発表した場合は、それに準じて終日休講とする。
5. 休講の通達は、教職員は教務主任より、学生はすべて生活指導者（学生課）より行う。

3. 学習の評価及び教職員組織

第8条 教育課程

本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、以下のコースカリキュラム表1・表2の通りとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする

コースカリキュラム表1 進学2年コース				
授業科目	2年当たりの授業時間数			科目別総数
	初級	中級	上級	
総合	300	480	200	980
文字語彙	60	80	40	180
作文	40	0	0	40
聴解		80	0	80
文法		80	0	80
読解		80	0	80
視聴覚			40	40
グループワーク			40	40
時事			40	40
卒業制作			40	40
合計	400	800	400	1600

コースカリキュラム表2 進学1年6か月コース				
授業科目	1年6か月当たりの授業時間数			科目別総数
	初級	中級	上級	
総合	0	480	200	680
文字語彙	0	80	40	120
聴解		80	0	80
文法		80	0	80
読解		80	0	80
視聴覚			40	40
グループワーク			40	40
時事			40	40
卒業制作			40	40
合計	0	800	400	1200

第9条 学習の評価

半期に一度、科目別成績評価を行う。科目は、「文字語彙」「聴解」「文法」「読解」「作文」「口頭表現」の6科目とする。試験の成績と平常点等を総合し、評価S（90～100点）・A（80～89点）・B（70～79点）・C（60～69点）・F（59点以下）の5段階評価とする。C以上を合格とし、Fの者は補習を行った後再試を行い、合格すればC判定とする。科目別成績評価を総合してレベル判定を行う。

第10条 教職員組織

1. 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 29人以上（うち専任10人以上）
- (4) 生活指導担当者 6人以上（うち専任4人以上）

- (5) 事務職員 2人以上（うち専任2人以上）
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
3. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4. 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

第11条 入学資格

本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

1. 外国において学校教育における12年以上の課程を修了した者、またはそれと同等の資格を有する
2. 日本語学習歴が150時間以上あること、または日本語能力試験（JLPT）N5以上、その他公的日本語試験の同等以上の合格証明書を有する者。
3. 経費支弁者により、日本留学中の学費および生活費が確実に支弁されることが証明できる者。
4. 本学での学習に対して明確な目的を持ち、心身ともに健康で学習に専念できる者。
5. 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。

第12条 入学時期

本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月と10月とする。

第13条 入学手続

本学への入学手続は、次のとおりとする。

1. 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
2. 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
3. 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金、施設・設備費、教材費、授業料、健康管理費、課外活動費及び留学生保険料と必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

第14条 休学・復学

休学・復学については、次のとおりとする。

1. 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第15条 転学・退学

転学・退学については、次のとおりとする。

1. 転学を希望する者は、あらかじめその理由を記した「転学願（退学願）」を提出し、校長の許可を得なければならない。
2. 災害その他の事由により、本学における学習の継続が困難となった場合、学校事務統括者は学生の転学の支援を行う。別途参照「閉校・災害時転校支援体制」に定める。
3. 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第16条 修了・卒業の認定

修了・卒業の認定については、次のとおりとする。

1. 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2. 修了時における熟達度評価を行い、日本語教育の参照枠B2相当であること。
3. 修了時に行われるスピーチコンテストに参加すること。自己表現において、他者より、一定の評価を得ること。
4. 校長は、本学の所定の課程を修了し、修了条件を満たす者に対して、修了証書を授与する。

第17条 褒賞

理事長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

第18条 懲戒処分

懲戒処分については、次のとおりとする。

1. 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3. 第15条は、次に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席率不良の者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5. 生徒納付金

第19条 生徒納付金

本学の生徒納付金は、次のとおりとし、詳略は「学費等の納付金返金規定」に別途定める。

1	入学検定料	22,000 円
2	入学金 (入学時のみ)	77,000 円
3	施設・設備費 (進学2年コース／進学1年6か月コース)	88,000 円／66,000 円
4	教材費 (進学2年コース／進学1年6か月コース)	66,000 円／49,500 円
5	授業料 (両コース同様)	55,000 円 (月額)
6	健康管理費 (入学時のみ)	10,000 円
7	課外活動費 (進学2年コース／進学1年6か月コース)	44,000 円
8	留学生保険料 (2年間分入学時納付)	10,000 円
	2年間合計 (進学2年コース／進学1年6か月コース)	1,637,000 円／1,257,500 円

第20条 納入

納入については、次のとおりとする。

1. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 生徒が休学した場合、第20条1の規定にかかわらず、その始めに属する月から授業料を免除することがある。
3. 特別の事由がある場合、第20条1の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第21条 滞納

生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

第22条 生徒納付金の返還

既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。詳細は別途「学費等の納付金返金規定」に定める。

6. 雑 則

第23条 寄宿舍

寄宿舍に関する事項は、詳細は別途「寄宿舍の概要・ルール」に定める。

第24条 健康診断

健康診断は、毎年1回、4月により実施する。

附 則

この学則は、2026年4月1日から施行する